

第 2 編 旅 客 輸 送

第 1 章 総 則

(乗車券類の購求及び所持)

- 第 12 条** 列車に乗車する旅客は、その列車に有効な乗車券を購求し、これを所持しなければならない。
- 2** 駅員無配置駅から乗車する旅客又は係員の承諾を得て乗車券類を購求しないで乗車する旅客は、降車時に所定の運賃を支払うものとする。ただし、駅員無配置駅では係員の指示によるものとする。
- 3** 係員の承諾を得て乗車券を購求しないで乗車する旅客は、係員より乗車駅証明書を受け取り、乗車中所持しなければならない。

(整理券の所持)

- 第 13 条** 駅員無配置駅から乗車する旅客は、乗車券所持の有無（団体乗車券を除く。）にかかわらず、乗車の際に整理券発行機から整理券を取り、乗車中所持しなければならない。
- 2** 前項の整理券及び第 12 条 3 項前項の乗車駅証明書は、降車の際乗車券又は運賃とともに列車備付けの運賃箱に納入するものとする。ただし、駅員配置駅では係員の指示によるものとする。

(駅員無配置駅の旅客の取扱い方)

- 第 14 条** 駅員無配置駅において乗車又は降車する旅客の取り扱いは、列車の乗務員が行うものとする。

第2章 乗車券類の発売

第1節 通 則

(乗車券の種類)

第15条 乗車券の種類は、次のとおりとする。

- (1) 普通乗車券 (以下「普通券」という。)
片道乗車券 (以下「片道券」という。)
往復乗車券 (以下「往復券」という。)
- (2) 定期乗車券 (以下「定期券」という。)
通勤定期乗車券 (以下「通勤定期券」という。)
通学定期乗車券 (以下「通学定期券」という。)
- (3) 回数乗車券 (以下「回数券」という。)
普通回数乗車券 (以下「普通回数券」という。)
- (4) 団体乗車券 (以下「団体券」という。)
- (5) 貸切乗車券 (以下「貸切券」という。)
- (6) 特殊割引乗車券 (以下「特殊割引券」という。)
- (7) 企画乗車券 (以下「企画券」という。)

(乗車券類の発売箇所)

第16条 乗車券類は、別に定める場合を除いて駅において発売する。ただし、駅員無配置駅よりの乗車券にあつては駅員配置駅において発売する。

2 乗車券類は、第1項に規定するほか、当社の定める乗車券販売所または乗車券の発売を委託した箇所(スマートフォン用アプリケーション等電磁的発売経路を含む)において発売することがある。

【細則 第15条、第16条】

(払戻し等について特約をした乗車券の発売)

第 16 条 の 2 当社が業務上特に必要と認めた場合は、旅客運賃・料金の払戻し、乗車変更の取り扱いについて、特別の約束をして乗車券を発売することがある。

(乗車券類の発売範囲)

第 17 条 乗車券類は、原則として発売駅から有効なものを発売する。ただし、定期券、回数券、団体券及び貸切券を発売する場合並びに特殊な乗車券を発売する場合を除く。

第 17 条 の 2 伝染病患者に対して発売する乗車券は、貸切乗車券に限る。

(注) 伝染病とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)に定める一類感染症、二類感染症、指定感染症(同法第 7 条の規定に基づき、政令で定めるところにより同法第 19 条又は第 20 条の規定を準用するものに限る。)、新感染症及び新型インフルエンザ等感染症をいう。

(乗車券類の発売日)

第 18 条 乗車券類は、別に定めるものを除いて発売当日から通用開始となるものを発売する。

【細則 第 17 条】

(割引乗車券等の不正使用の場合の取扱い)

第 19 条 第 40 条の規定による割引普通券、第 41 条の規定による旅客運賃割引証又は第 24 条の規定による通学定期券若しくは通学証明書を使用資格者が不正使用し、或いは使用資格者以外の者に使用させたときは、その使用資格者に対してこれらの乗車券の発売を停止することがある。

【細則 第 18 条】

(割引証が無効となる場合及びこれを使用できない場合)

第 20 条 旅客運賃割引証は、次の各号のいずれかに該当する場合は無効として回収する。

- (1) 記載事項が不明となったものを使用したとき。
- (2) 表示事項を塗消し又は改変したものを使用したとき。
- (3) 通用期間を経過したものを使用したとき。
- (4) 通用期間内であっても使用資格を失った者が使用したとき。
- (5) 記名人以外の者が使用したとき。

2 旅客運賃割引証は、次の各号のいずれかに該当する場合は使用することができない。

- (1) 発行者が記入しなければならない事項を記入していないもの及び発行者又は使用者が必要な箇所に押印していないもの。
- (2) 記入事項を訂正した場合で、これに相当の証印のないもの。

第2節 普通券の発売

(普通券の発売)

第21条 普通券は次の各号によって発売する。

(1) 片道券

旅客が普通旅客運賃によって連続した区間を片道1回乗車(以下「片道乗車」という。)する場合に発売する。

(2) 往復券

旅客が片道券を発売できる区間を往復1回乗車(以下「往復乗車」という。)する場合に発売する。ただし、往路と復路の区間又は運賃が異なるものを除く。

(企画券の発売)

第22条 当社が特に必要と認める場合は、旅行目的、割引を受ける者の資格、通用期間、割引区間若しくは割引証票等を特定するか又は季節により旅行目的地を特定して企画券を発売することがある。

第3節 定期券の発売

(通勤定期券の発売)

第23条 常時同一の駅間を乗車する旅客が、通勤定期券購求用の申込書に必要事項を記入して提出した場合は通勤定期券を発売する。

2 通勤定期券購求申込書の様式は、第47条に定めるとおりとする。

【細則 第21条、第22条、第23条】

(通学定期券の発売)

第 24 条 次の各号のいずれかに該当する学校(以下「指定学校」という。)の学生、生徒、児童又は幼児が通学のため常時同一の駅間を乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者が必要事項を記入のうえ発行する第 47 条に定める通学証明書を提出、または通学定期券購求兼用の証明書を提示した場合であって、かつ、必要事項を記入した第 47 条に定める定期券購求申込書を提出したときは、旅客の居住地最寄り駅と在籍指定学校最寄り駅又は最寄りの他社接続駅との相互間について通学定期券を発売する。

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条の規定による小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、特別支援学校及び幼稚園。ただし、通信による教育を行う学校の通信教育部にあつては当社の指定を受けた学校に限る。
- (2) 前号以外の国公立の学校であつて、当社の指定を受けた学校。
- (3) 学校教育法第 124 条及び同法第 134 条の規定によって設立した私立学校であつて、当社の指定を受けた学校。
- (4) 外国の大学、大学院又は短期大学の日本校のうち、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 155 条第 1 項第 4 号、第 155 条第 2 項第 6 号又は第 156 条第 3 号の規定により、我が国において、外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設として文部科学大臣が指定したものであつて、当社の指定を受けた学校
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和 51 年法律第 72 号）第 1 条第 2 項の規定による国際連合大学。ただし、当社の指定を受けた場合に限る。

2 この規則において「指定学校の学生、生徒、児童又は幼児」とは、次の各号に掲げる指定学校の部科等（以下「部科」という。）に在学し、教育を受ける者をいう。

(1) 前項第1号に規定する学校の場合

学校教育法の定めによる通常の教育課程を行う部科。ただし、単位制高等学校教育規程（昭和63年文部省令第6号。以下「単位制高等学校教育規程」という。）第9条に規定する科目履修生は除く。

(2) 前項第2号に規定する学校及び同項第3号に規定する学校で、学校教育法第134条の規定によるものの場合

学校教育法施行規則等当該学校の設置に関する法令に規定する部科

(3) 前項第3号に規定する学校で、学校教育法第124条の規定によるものの場合

専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）第2条第1項に規定する学科に属する分野

(4) 前項第4号に規定する学校の場合

学校教育法施行規則第155条第1項第4号、第155条第2項第6号又は第156条第3号の規定により、我が国において、外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設として文部科学大臣が指定する課程

(5) 前項第5号に規定する学校の場合

当社が指定した課程

3 第1項第1号ただし書及び第2号の学校についての指定学校としての指定は、設立の告示があつた学校であつて、次の各号の条件を具備し、かつ、当社が適当と認めたものについて行う。

(1) 修業期間は、連続して12箇月以上となつていること。

(2) 授業時数は、1年間に700時間以上を基準として定めていること。

(3) 生徒の部科別の定員は、40人以上となつていること。ただし、特殊な教育

を行う学校の部科にあつては、20人以上とする。

(4) 教育課程及び生徒数に応じた必要数の教員が置かれていること。ただし、その最低は、3人とする。

(5) 入学期又は卒業期は、年2回以内であつて、固定していること。ただし、特殊な教育を行う学校にあつては年3回までとする。

(6) 学則に定めている入学期又は卒業期以外の月に入学させ、又は卒業させていないこと。

(7) 1週間の授業日数は5日以上、1週間の授業時数は18時間以上となつて

いること。

(8) 短期修業又は一部学科の専修を認めていないこと。

4 第2項第3号の学校についての指定学校としての指定は、次の各号に定めるところにより、前項各号の条件を具備し、かつ、当社が適当と認めた学校について行う。

(1) 学校教育法第124条の規定によつて設立した私立学校にあつては、監督庁の認可を得ていること。

(2) 学校教育法第134条の規定によつて設立した私立学校にあつては、監督庁の認可の日、開校の日のいずれかの日から1か年を経過していること。

5 第1項第4号の学校についての指定学校としての指定は、学校教育法施行規則第155条第1項第4号、第155条第2項第6号又は第156条第3号の規定により文部科学大臣の指定を受け、第1項各号の条件を具備し、かつ、当社が適当と認めた学校について行う。

6 第1項第5号の学校についての指定学校としての指定は、第1項各号の条件を具備し、かつ、当社が適当と認めた場合に行う。

7 第1項に規定するもののほか、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条の規定による保育所の児童が通学のため常時同一の区間を乗車する場合は、指定学校の幼児に準じて通学定期券を発売する。

8 通学証明書の様式は、第47条に定めるとおりとする。

9 通学証明書の有効期間は、発行の日から1か月間とする。

【細則 第21条～第25条の2】

(通学証明書発行の監査)

第25条 当社は必要に応じて、通学証明書の出納又は発行の適否、所定の者に対する発行の有無、その他正規に反する取扱いの有無について監査を行うことがある。

(通学証明書の不正発行に対する取扱い)

第26条 第24条の規定による通学証明書を、発行者が使用資格者以外の者又は第19条の規定により乗車券の発売を停止された者に対して発行したときは、当社はその学校に対して指定を取消し、また第125条及び第126条の規定により収受する旅客運賃及び増運賃をその発行者から収受することがある。

(定期券購入済乗車票の取り扱い)

第27条 定期券非発売駅より新規に定期券を購入する旅客に対しては、指定した両端の最寄定期券発売駅にて定期券を発売するものとする。

2 定期券購入済乗車票は、大人、小児を区別せず、発行当日限り有効とする。

3 旅客が定期券購入の目的以外でこれを使用した場合は、定期券購入済乗車票を回収し、普通旅客運賃を収受するものとする。

4 前各項の規定は、小児又は身体障害者等の定期券購入のため代理人が乗車する場合に準用する。

第4節 回数券の発売

(回数券の発売)

第28条 同一旅客運賃区間を乗車する旅客に対しては、期限を定めてその区間内に有効な11券片の回数券を発売することができる。

第5節 団体券の発売

(団体券の発売)

第29条 旅客が発着駅及び目的を同じくして15人以上一団となって旅行する場合で、あらかじめその人員、行程、乗車列車その他輸送計画に必要な事項を申し出て、当社の承認を受けた場合であって、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、旅客運賃を割引した団体券を発売することができる。

(1) 学生団体

イ. 次のいずれかに該当する学校等の学生等とその付添人及び当該学校の教職員（嘱託している医師及び看護師を含む。以下同じ。）並びにこれと同行する旅行あつ旋業者によって構成された団体で、その学校等の教職員が引率するもの。ただし、へき地教育振興法（昭和29年法律第143号）第2条に規定するへき地学校で市町村教育委員会が証明したものは、その人員が15人未満のときであっても、15人以上99人までの学生団体と同様にこの取扱いをする。

(a) 指定学校の学生、生徒、児童又は幼児。

(b) 児童福祉法第 39 条に規定する保育所及び同法第 39 条の 2 に規定する幼保連携型認定こども園（以下これらを「保育所等」という。）の児童。

ロ. イの付添人は大人とし、その団体を構成する旅客が次のいずれかに該当する場合に限るものとし、その人員は旅客 1 人につき 1 人とする。

(a) 幼稚園の幼児、保育所等の児童又は小学校 3 学年以下の児童であるとき。

(b) 障害又は虚弱のため、当社において付添人を必要と認めるとき。

(2) 普通団体

前号以外の旅客によって構成された 15 人以上の団体で、責任ある代表者が引率するもの。

【細則 第 30 条、第 31 条】

(団体乗車の申込み)

第 30 条 前条の規定により、団体乗車券を購求する場合は、旅客よりあらかじめ輸送計画に必要な事項を記載した団体乗車申込書を提出するか又は口頭でもって団体乗車の申込みを行うものとする。ただし、当社において特に認める場合は、これを省略することができる。

2 前項の規定による場合の申込者は、次のとおりとする。

(1) 学校団体

教育長若しくは学校長（保育所、勤労青年学級又は青年学級の代表者を含む。以下この号においては同じ。）又はその承認を受けた者。ただし、数校連合の場合で学校長が申込むときは、各学校長連名のうえ関係学校別の人員及び代表学校長名を明示するものとする。

(2) 普通団体

代表者、申込責任者又は旅行あつ旋業者。

3 団体乗車申込書の様式は、第 47 条に定めるとおりとする。

(団体乗車の引受け)

第 31 条 旅客から前条の規定による団体乗車の申込みを受けた場合で、運輸上支障がないと認めるときは、その団体乗車の引受けをすることができる。

(団体乗車申込人数等の変更)

第 32 条 団体旅客の輸送引受け後、旅客の都合による申込人員その他の取扱条件の変更は、当社において運輸上支障がないと認められた場合に限りこれを行う。

(責任人員)

第 33 条 臨時列車の設定又は客車の増結等特別の手配を必要とする団体旅客に対しては、その団体旅客の申込人員の 8 割に相当する人員（1 人未満の人数は切捨てる。）を責任人員とし、実際乗車人員がこれに満たない場合であっても、責任人員に相当する団体旅客運賃を収受することを条件として輸送の引受けを行うことができる。

2 団体旅客の輸送引受け後、前条の規定による団体申込人員の変更を行う場合は、同時に責任人員の変更を行う。

(団体乗車に対する保証金)

第 34 条 団体乗車の申込者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その申込人員に対する団体旅客運賃の 1 割に相当する額を保証金として、当社に納付するものとする。

(1) 団体旅客に対して責任人員をつけた場合。

(2) 前号のほか、当社が特に必要と認めた場合。

2 前項の規定による保証金は、当社において指定した日までに指定の場所に納付するものとし、申込者がその期日までに保証金を納付しなかったときは、その申込みが取消されたものとみなす。

3 保証金の納付後において、当社の責に帰さない理由によって、申込者がその申込みを取消したときは、これを返還しない。

4 第 32 条の規定による団体申込人員の変更の承諾を行ったときは、保証金の納付前であっても変更後の人員及び行程に対する保証金の納付を受け、また、保証金の納付後であっても、納付すべき保証金の額と既収の保証金の額とを比較し、不足額があるときはこれを収受し過剰額は返還しない。

5 保証金の納付後において、当社の責任となる理由によって、引受け条件の一部を変更する必要がある場合で、これを申込者が承諾し、かつ、納付すべき団体旅客運賃が減じたときは、減額分相当の保証金を返還することがある。

6 保証金は団体券発売の際団体旅客運賃の一部に充当し、過剰額があってもその過剰額は返還しない。

7 保証金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その納付額全額の返還を行う。

(1) 当社の都合によって解約した場合。

(2) 天災事変等の原因によって、団体の旅行ができなくなった場合。

8 保証金に対しては、利子を付さない。

(一部区間不乗の団体券の発売)

第 35 条 旅行行程中の一部区間を乗車しない団体旅客に対し、当社において特に承諾した場合は、その区間を通じた団体券を発売することがある。ただし、この場合は団体乗車の申込みの際にその区間を明示するものとする。

第 6 節 貸切券の発売

(貸切券の発売)

第 36 条 貸切券は、車両を貸切る旅客に対して発売する。

(貸切乗車の申込み)

第 37 条 前条の規定により貸切券を購求しようとする旅客には、あらかじめその人員、行程、その他輸送計画に必要な事項を記載した貸切乗車申込書を提出して、貸切乗車の申込みを行うものとする。

2 貸切乗車申込書は、第 30 条第 3 項に規定する団体乗車申込書の「団体」の文字を「貸切」と訂正して使用する。

(貸切乗車の引受け)

第 38 条 旅客から前条の規定による貸切乗車の申込みを受けた場合で、運輸上支障がないと認めるときは、その貸切乗車の引受けをすることができる。

(貸切乗車に対する保証金)

第 39 条 第 32 条、第 34 条及び第 35 条の規定は、貸切乗車の場合に準用する。

第7節 特殊割引券の発売

(被救護者割引普通券の発売)

第40条 当社が指定した次の各号のいずれかに該当する施設に保護され又は救護される者（以下「被救護者」という。）が第40条に定める被救護者旅客運賃割引証を提出したときは、その旅客運賃割引証1枚について1人1回に限り片道又は往復の特殊割引普通券を発売する。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の4に規定する児童相談所附設の一時保護所並びに社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する救護施設・施療施設及び宿泊提供施設。ただし、次に規定する施設を除く。

イ 社会福祉法第2条第2項第1号の規定による施設のうち、生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条に規定する授産施設

ロ 社会福祉法第2条第2項第3号の規定による施設のうち、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人デイサービスセンター及び老人福祉センター

(2) 少年院法（平成26年法律第58号）第3条に規定する少年院及び少年鑑別所法（平成26年法律第59号）第3条に規定する少年鑑別所

(3) 更生保護法（平成19年法律第88号）第29条に規定する保護観察所

2 被救護者が老幼・虚弱若しくは障害のため又は逃亡のおそれがあるため被救護者に付添人をつける場合で、被救護者とその付添人とが同時に同一の区間の乗車券を購入するときは、被救護者1人について付添人1人に限って前項

の規定を準用する。

- 3 前項の規定による付添人に対して割引普通乗車券を発売する場合は、被救護者が往路用の片道乗車券を購入するときであっても、付添人に対して往復乗車券を発売することがある。

【細則 第28条】

(被救護者割引証)

- 第 41 条** 被救護者が前条によって特殊割引券を購求する場合は、その保護又は救護を受ける施設の代表者から必要事項が記入され発行台帳に対して契印の押された被救護者旅客運賃割引証の交付を受けて提出するものとする。
- 2 被救護者旅客運賃割引証の有効期間は、発行の日から1か月間とする。
 - 3 被救護者旅客運賃割引証の様式は、第47条に定めるとおりとする。

(特定の被救護者割引定期券の発売)

- 第 42 条** 第40条第1項第1号に規定する施設に救護され又は保護されている方が、常時同一の駅間を乗車する場合で、第41条に規定する旅客運賃割引証に必要事項を記入して提出したときは、定期旅客運賃を割引した定期券(第24条に規定する通学証明書を併せて提出したときは、通学定期券。)を発売することができる。

(通学用割引回数券の発売)

- 第 43 条** 指定学校のうち通信教育を行う高等学校の生徒が、面接授業又は試験のため乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入した第44条に規定する旅客運賃割引証を提出したときは、当該指定学校の最寄り駅又は他社線の最寄り接続駅までの区間について通学用割引回数券を発売することができる。
- 2 前項の規定により提出する旅客運賃割引証の有効期間は、発行の日から1箇月間とする。
 - 3 前項の旅客運賃割引証により購求する通学用割引回数券は、1人1回1冊とする。

(通学用割引回数券の割引証)

第 44 条 指定学校の生徒が通学用割引回数券を購求する場合は、その在籍する指定学校の代表者から割引証の番号、面接授業又は試験期間、部科及び学年（又は年次）、証明書番号、使用者の氏名及び年齢、発行年月日、学校所在地、学校名並びに学校代表者の氏名が記入され、発行台帳に対して発行契印の押された学校学生生徒旅客運賃割引証の交付を受け、それに乗車区間を記入して提出するものとする。

2 学校学生生徒旅客運賃割引証の様式は、第 47 条に定めるとおりとする。

(身体障害者割引券及び知的障害者割引券の発売)

第 45 条 身体障害者及び知的障害者とその介護者に対する割引券の発売については、「身体障害者旅客運賃割引規程」及び「知的障害者旅客運賃割引規程」による。

第 8 節 連絡乗車券の発売

(連絡乗車券の発売)

第 46 条 常時運輸を行う他社運輸機関に対する連絡乗車券の発売については、「連絡運輸取扱規程」による。

第 9 節 乗車券購求時の申込書等

(乗車券購求時の申込書及び割引証の様式)

第 47 条 各種乗車券購求時の申込書及び割引証の様式は、次のとおりとする。

(2) 通学証明書兼通学定期券購求申込書の様式

No.	通 学 証 明 書		
	(通学定期乗車券購求申込書)		
	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">学校種別又は 指定番号</td> <td style="width: 50px; height: 20px;"></td> </tr> </table>	学校種別又は 指定番号	
学校種別又は 指定番号			
氏名・年齢・性別	(才) 男 TEL - 女		
住 所	(方)		
部 科 ・ 学 年	部 科 学年		
証 明 書 の 番 号			
通 学 区 間	駅 駅間		
通学定期乗車券の通用期間	箇月		
※ 通学定期乗車券の使用開始日	年 月 日から		
	年 月 日 発行		
	学 校 所 在 地		
	学 校 名		
	学校代表者氏名及び職印		
<p>(注 意)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. この証明書の有効期間は、発行の日から1箇月間です。 2. この証明书中※印欄以外の記入事項は、発行者が記入（性別は該当のものを○で囲む）して下さい。 3. この証明书中※印欄は使用者が記入して下さい。 4. この証明書に記入した事項を訂正した場合は、※印欄の記入事項については使用者の認印で、またその他の記入事項については代表者の職印のないものは使用できません。 			

(3) 通学定期券購求兼用証明書の様式

表 面

<p style="text-align: center;">契 印 証 明 書</p> <p>No.</p> <p>下記の者は、当校□□の学生（生徒）であることを証明する。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 80px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 10px 0;"> 写 <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; padding: 5px; text-align: center;"> 真契印 </div> </div> <p>所属 部（科） 学年 第 学年（ 年 度生） 氏 名 （ 才） 生年月日 年 月 日 住所 年 月 日 発行 発行者 所在地 学校名 代表者 氏 名</p> <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-left: auto;"> 代表者 職 印 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 年 月 日まで有効 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 通学区間 </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">発行年月日</th> <th style="width: 25%;">通用期間</th> <th style="width: 25%;">発行駅</th> <th style="width: 25%;">記 事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td>箇月</td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td>箇月</td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td>箇月</td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td>箇月</td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td>箇月</td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td>箇月</td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td>箇月</td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td>箇月</td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	発行年月日	通用期間	発行駅	記 事		箇月				箇月				箇月				箇月				箇月				箇月				箇月				箇月		
発行年月日	通用期間	発行駅	記 事																																		
	箇月																																				
	箇月																																				
	箇月																																				
	箇月																																				
	箇月																																				
	箇月																																				
	箇月																																				
	箇月																																				

裏 面

<p style="text-align: center;">通学定期乗車券発行控</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">発行年月日</th> <th style="width: 25%;">通用期間</th> <th style="width: 25%;">発行駅</th> <th style="width: 25%;">記 事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td>箇月</td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td>箇月</td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td>箇月</td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td>箇月</td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td>箇月</td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td>箇月</td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td>箇月</td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td>箇月</td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	発行年月日	通用期間	発行駅	記 事		箇月				箇月				箇月				箇月				箇月				箇月				箇月				箇月			<p style="text-align: center;">（注 意）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) この証明書は、通学定期乗車券又は学生用割引乗車券によって乗車船する場合には、必ず携帯し、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。 (2) 通学定期乗車券を購求するときは、定期乗車券購求申込書に必要事項を記入して、この証明書とともにさし出さなければならない。 (3) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。 (4) この証明書を紛失したときは、直ちに、発行者に届け出なければならない。 (5) この証明書は、新たな証明書の交付を受けたとき又は卒業・退学等によって学籍を失ったときは、直ちに、発行者に返さなければならない。
発行年月日	通用期間	発行駅	記 事																																		
	箇月																																				
	箇月																																				
	箇月																																				
	箇月																																				
	箇月																																				
	箇月																																				
	箇月																																				
	箇月																																				

(4) 団体乗車申込書の様式

団体乗車申込書			
近江鉄道株式会社 彦根駅長 殿		(申込日) 年 月 日	
団体の名称			
ご住所	電話番号	()	
代表者のお名前	Ⓜ		
団体種別	普通	学生	(いずれか〇で囲んでください)
乗車人員	おとな_____名	子ども_____名	合計_____名
乗車日	年 月 日		
乗車区間	(ゆぎ) _____から_____まで		
		ご希望の列車	時 分発
	(かえり) _____から_____まで		
		ご希望の列車	時 分発
旅行の目的	_____		
雨天の場合	中止 決行 順延 (月 日に変更) (いずれか〇で囲んでください)		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">個人情報のお取り扱いについて 今回お客様から頂戴した個人情報につきましては、当社個人情報保護方針に則り、厳正に取り扱います。</div>			
備考	_____		

(5) 被救護者旅客運賃割引証の様式

表 面

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> 契 印 </div> <p style="text-align: center; margin: 0;">被救護者旅客運賃割引証</p>			
第.....号		指定番 号	
乗 車 船 区 間	駅から 駅まで		
乗 車 券 の 種 類	片 道	被救護者	片
	往 復	付添人	往
旅行証明書番号			
被 救 護 者 の 氏 名 及 び 年 齢	(才)		
付 添 人 の 氏 名 及 び 年 齢	(才)		
割 引 率	5 割		
有 効 期 限	年 月 日まで		
.....年.....月.....日発行			
施設の所在地.....			
施 設 名.....			
代表者氏名.....			代表者 職 印
(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	割引コード
			救 添
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)	31 33

裏 面

(この割引証の使用上の注意)

- (1) 旅客鉄道会社の指定した施設に保護され、又は救護される者が、片道又は往復の割引普通乗車券を購入する場合又は被救護者がその付添人と同時に乗車券を購入する場合に1回に限って使用することができます。
- (2) この割引証は、旅行開始前に限って使用できます。
- (3) この割引証の記入事項（太わく内を除く。）は、発行者において記入（乗車券の種類は、該当のものを○で囲む。）し、又は押印していないものは、使用できません。
- (4) この割引証に記入した事項を訂正したときは、その箇所に発行者の職印のないものは、使用できません。
- (5) この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記名人であっても使用資格を失った後は、使用できません。
- (6) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、この割引証の記名人以外の者は、使用できません。
- (7) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、所定の旅行証明書を携帯しないときは、使用できません。又、旅行証明書は、係員の請求があるときは、呈示して下さい。
- (8) この割引証の有効期間は、発行の日から表記の有効期限まで（1箇月間）です。

(6) 学校学生生徒旅客運賃割引証の様式

表 面

第.....号	
学校学生生徒旅客運賃割引証 (通信教育学校用)	
面接授業又は試験期間	年 月 日から 年 月 日まで
※乗車区間	駅から 駅まで
部科及び学年	第 学年 (年次)
証明書番号	
使用者の氏名 及び年齢	
.....年.....月.....日発行	
学校所在地.....	
学 校 名.....	
学校代表者氏名.....	代表者 職 印
(発行場所)	(発行年月日)

(注) 上記の内容を充足する証明書であれば旅客運賃割引の取扱いを行う

裏 面

(この割引証の使用上の注意)

- (1) 指定学校のうち通信教育による学校の学生または生徒が旅行する場合は、通学用割引回数乗車券を1人1回1冊購求できます。
- (2) ※印の欄は、使用者がインキで記入して下さい。
(※以外は発行者で記入、太枠は記入しないこと。)
- (3) 発行者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に発行者の職印、使用者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に使用者の認印がないものは、使用できません。
- (4) この割引証は、記名人に限って使用できます。ただし、記名人であっても使用資格を失った後は、使用できません。
- (5) この割引証によって購求した通学用割引回数乗車券は、この割引証の記名人以外のものは、使用できません。
- (6) この割引証によって購求した通学用割引回数乗車券は、所定の証明書を携帯しないときは、使用できません。また、証明書は、係員の請求があるときは、呈示してください。
- (7) この割引証の有効期間は、発行の日から1箇月間です。

(7) 定期乗車券購入済乗車証の様式

<u>定期乗車券購入済乗車証</u>		
No.〇〇〇		
発行当日限り有効 目的外での乗車はできません		
年	月	日
(近江鉄道)	● ●	駅発行